

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成24年10月1日（火）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 議決事項

議案第1号 教育長の選任について

4. 前回会議録の承認

5. 委員報告

6. 教育長報告

7. 協議事項

協議第1号 通学区域変更に伴う特例等の取扱いについて

協議第2号 読書活動推進補助教員の配置について

協議第3号 平成24年度事業仕分け判定結果の対応について

協議第4号 （仮称）白井市産業振興条例の制定について

協議第5号 審議会等の見直しについて

8. 報告事項

報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

報告第2号 教育長の代決について

9. その他

・平成24年度給食施設巡回指導結果について

○出席委員

委員長 市場 正明

委員 石亀 裕子

委員 高城 久美子

委員 石垣 裕子

教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長

清水 登

教育部参事
生涯学習課長
文化課長
書 記
〃

伊藤 勝
大塚 栄一
秋本 善久
伊藤 祐子
小菅 瑞恵

○市場委員長 これから平成24年第10回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は5名です。

○委員長開会宣言

○市場委員長 本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○市場委員長 会議録署名人の指名をいたします。高城委員と石垣委員にお願いします。

○市場委員長 本日は、「教育長の選任について」から行います。

議事に入ります前に、非公開案件についてお諮りします。

議案第1号「教育長の選任について」は、人事案件であること、報告第1号「準要保護児童・生徒の認定について」及び報告第2号「教育長の代決について」は、個人に関する情報であることから、非公開がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 それでは、本件については非公開といたします。

傍聴者の方は申し訳ございませんが一時退席をお願いします。

非公開案件 ○議案第1号 教育長の選任について

○前回会議録の承認

○市場委員長 前回の会議録の承認に入ります。会議録はお手元に届いているかと思えます。訂正等がございましたらお願いします。

特にないようですので、承認でよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 承認といたします。

○委員報告

○市場委員長 委員報告に入ります。

各委員から報告がありましたら、お願いします。

○高城委員 9月8日土曜日に、白井市内、大山口中学校以外4校の体育祭がありました。私は白井

中学校に行ってみりました。天気もよく、順調に和やかに競技が進みました。校長先生もおっしゃっていましたが、天気予報で何時頃に雨が降るという予報があったので、早くに避難しておいたので雨にも当たらず、競技も無難に、楽しく最後まで人が人もなく行われて、とてもよい体育祭でした。以上です。

○石亀委員 9月5日に地教連の教育委員研修会がありました。午前中はパネルディスカッション、テーマは「教員の資質向上のための研究テーマのあり方について」ということで、座長が千葉県の教育委員長、あとパネラーが3人登場しまして、ディスカッションを行いました。午後は3つの分科会に分かれまして、それぞれ委員が分担して参加しています。以上です。

○教育長報告

○市場委員長 教育長報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回、9月4日、定例教育委員会議以降の報告をいたします。

3日から議会が始まりまして、あしたで終了となります。一般質問、議案等があったんですけども、一般質問の中では、いじめの問題についてということで質問がありました。委員会又は協議会で話せる時間があれば、いじめ、生徒指導の問題について、各委員と話し合いをしたいというように思っております。

それから、運動会については、先ほど高城委員のほうから報告があったとおりで、途中で豪雨があって、桜台中学校は大雨で水浸しの状態でした。

17日、敬老の日に敬老会が大ホールで開催され祝福いたしました。

19日、文化会館運営協議会が開催されまして、文化会館の自主事業をどうしていくか、昨年、事業仕分けで指摘を受けたことについて、今後の自主事業のあり方について、各委員の意見を聞いたんですけども、まとまりませんでしたので、再度、近いうちに文化会館運営協議会を開催して、自主事業のあり方を決定していきたいと思っております。

23日、防災訓練が池の上小学校で開催されました。雨のため体育館の中でできる訓練を行いました。同じく23日、青少年交流ということで、オーストラリアの子ども達が白井市に訪問しており、大山口中学校でさよならパーティを開催し出席いたしました。

30日、白井梨マラソン大会が開催されました。途中で募集を切ったんですけども、3,000人の参加者がありました。何名かの方が救急車で運ばれたということですが、大きな事故にはなっていないということです。

私のほうからは以上です。

○市場委員長 委員報告、教育長報告について、質問等ございますか。

〔特になし〕

○協議第1号 通学区域変更に伴う特例等の取扱いについて

○市場委員長 協議第1号「通学区域変更に伴う特例等の取扱いについて」説明をお願いします。

○清水教育部長 協議第1号「通学区域変更に伴う特例等の取扱いについて」。平成25年度からの通学区域変更に伴う特例等の取扱いについて、判断基準を明確にするため、別紙のとおり協議する。平成24年10月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

裏面をご覧ください。25年度からの通学区域変更に伴う特例の取扱いについて、概要をまず1ページでまとめてございます。25年度から大山口小学校区の一部（西白井3丁目、4丁目）が七次台小学校区となり、大山口小学校に通っている児童のうち約300名の児童が七次台小学校に通うこととなります。既に約100名が通っている状況でございます。そのような中で、特例として一部の学齢のお子さんについては、希望により大山口小学校に残れることとしております。この後説明する2例についてでございますが、そのことについて、大山口小学校、中学校へ通学を認める場合として、2年前に保護者のほうに通知している状況でございます。

整理しますと、22年度末の段階で通学区域審議会を開催しまして、その段階で平成25年度から西白井3丁目、4丁目の児童につきまして、七次台小学校のほうに学区の変更をしてくださいということを決めたところであります。審議会の意見を聞いて、教育委員会議で通学区域の変更について決定をしたということでございます。

25年度までの期間、移行期として、23年度と24年度については、25年度から七次台小学校に行くのがわかっているのであれば、早めに七次台小学校のほうに籍を移して小学校生活をしたほうが早く慣れていいという考え方もあることから、特例として、前倒しで、希望する保護者、児童につきまして、既に23年度、24年度に特例措置で七次台小学校の通学を認めているところでございます。23年度は約10名、今年度は約100名の子ども達が既に、特例を利用して七次台小学校に行っています。それが来年の4月、25年度からは、3、4丁目の人たちは基本的に七次台小学校のほうに学区が変わるわけですので、特例ではなくて七次台小学校のほうに来ていただくという形になります。逆に何らかの事情がある場合に、大山口小学校に残りたい、残る必要があるというご家庭については、こちらのほうを特例として残すことができるという形で説明をしてきているところです。

まず、1つ目の事例としまして、25年度の新6年生の希望者は大山口小学校に残ることを特例として認める。なお、その兄弟姉妹も希望者は認めることにする。弟、妹がいる場合、その子どもについても大山口小学校のほうに特例として残ることができる。

特例の2番目としまして、平成25年度の新6年生より上位の学年の希望者は大山口中学校を認めることとする。それはもう卒業しているわけですけれども、当然、学区が変わると中学校も変わるわけです。西白井3、4丁目の子ども達は大山口小、大山口中となっていたわけですけれども、七次台小になるわけですから七次台中になるということですので、そのまま運用すると、25年度から大山口中に通っている、あるいは通うことになる中学生も七次台中学校のほうに変わるということになるわけですが

も、これはもう既に卒業して大山口中に通い始める、あるいは通っているわけですので、特例として、希望すれば大山口中のほうを認める。ここまでが22年度末の教育委員会議で決定している事項でございます。

しかしながら、本例では読み取れない、判断できないケースもあることから、具体例を示して、教育委員会として統一した対応をしていきたいと考えています。特例等の解釈においては、現行の「指定校変更許可基準」にも照らし合わせ、整合性に留意した上で、兄弟姉妹が別々の小学校、中学校とならないよう最大限配慮していきたいと考えています。

ここで確認しておきたいこととしまして、指定校変更許可基準といったものが、これはホームページにも出ているわけですが、決まっております、その7番目に「兄・姉が在学している学校に就学させたいと希望するもの」は卒業まで認められます。8番目に、「小学校において学区外就学をしており、中学校入学時において、当該小学校の指定中学校への通学を希望するもの」、これについても希望があれば認めているという状況がございます。

具体例に入りますけれども、基本的な考え方をまとめてございます。新6年生の希望者を大山口小学校に認めることについては、最終学年として慣れ親しんだ学校でもあり、卒業アルバムの作成その他、児童や保護者のみならず、学校側にとっても有益である。また、兄弟姉妹については、同一校であることが望ましく、同一校であれば、運動会、保護者会、文化祭、授業参観等の行事への参加が容易であり、2校の配布物やメールを確認する必要がなく、PTA活動への参加に重複がない、休業日の相違がない、災害時の引き渡しや登下校時の安全確保に影響がないなど有益性が高いということが基本的な考え方です。

1番目のケース、上のお子さんが新中学1年生になる、下のお子さんが新4年生になる、こういうケースの場合に特例で大山口小学校に残れるかどうか、そういうケースでございます。考え方として、原案でございます。意見があれば後ほど聞きたいと思っております。上の子どもは大山口中学校に通えるが、下のお子さんは新4年生であるため七次台小学校になります。また、下のお子さんは中学校も七次台中学校となります。これが基本的な考え方になります。6年生については卒業アルバムの作成、あともう残り1年ということで、6年生までは残りたいという意思表示があれば認める。ただ、6年生未満の学年、5年生、4年生、3年生、2年生、1年生、その子ども達が残りたいといって残るのを認めていくと大山口小学校がパンクをしてしまう、もう学級数が足らなくなってしまうということで、そこまでは認められないだろうということがありまして、最終的に新6年生の特例は認めるけれども、それ以外は認められないところを決定したといういきさつがございます。

2番目のケースです。新5年生については、特例で残れるかどうかというケースです。この新5年生については、新6年ではありませんで、それより下ですので、七次台小学校になりますという回答になります。

3番目のケース、上のお子さんが新中学1年生、下のお子さんが新5年生の場合、これは今までの特

例に入っていないんですけども、これが新たに発生したケースなんですけども、上の子どもは大山口中学校に通えるけれども、下の子は新5年生であるため原則七次台小学校になります。しかしながら、下の子どもが中学1年生に上がる時に上のお子さんは中学校3年生になるため、下の子が七次台小学校から七次台中に上がった場合、兄弟で通学校が大山口中と七次台中というふうに異なってしまいます。よって、このようなケースの場合は、5年生であっても希望により大山口小学校に通えることとし、中学校への進学の際も引き続き大山口中学校へ通えるということでございます。中学校は同じ日に運動会があったり、小学校と中学校は全然動きが違うわけですけども、中学校の場合だと行事が重なってしまうから、これは特例として、新5年生の子どもで、お兄さんとお姉さんが中1になって大山中に行きたいといった場合については、これも特例で認めてやるしかないんじゃないかという協議でございます。

4番目。新6年生、これについては原則どおり大山口小学校に通うことができ、中学校も引き続き大山口中学校へ通うことができるという回答にしたいというふうに思っております。

5番目のケースです。上の子が現在6年生、下の子が現在1年生、つまり新2年生です。このケースの場合には、上の子は大山口小学校に通うことができるけれども、下の子は25年度から七次台小学校になる。または、保護者が希望すれば、上の子どもが七次台小に自分は最初から行くといえば、それは原則になりますから、それは構わないけれども、特例を使って大山口中に残ることができるという回答でございます。

6番目のケース、上の子が新6年生になる。下の子が現在1年生、つまり新2年生になる。この場合につきましては、上の子どもが大山口小学校に残った場合、特例を使いますから、上の子が特例を使って大山口小学校に残った場合、下の子である1年生も2年生になるときに大山口小に残ることができる。なお、1年生の子は卒業まで、お兄さんかお姉さんが卒業しても、卒業まで大山口小学校に通うことができ、中学校もそこを卒業したわけだから、希望すれば大山口中学校に通うことができる。それは特例になるんですね。近所の子が、周りがみんな七次に移るわけですから、特例を希望しないで七次に行くことも可能ということでございます。

7番目のケースです。上の子どもが新中学2年生になります。下の子どもが新6年生になる。このケースは、上の子は希望すれば大山口中に通うことができる、下の子も希望すれば大山口小学校に残ることができ、卒業後も大山口中学校に通えることができる、これは原則どおりです。確認です。

8番目、上の子が新6年生、真ん中の子が新3年生になります。一番下の子どもが現在5歳、来年はまだ小学校に入ってきません。こういうように3人いる場合、新6年生は大山口小学校に通えることから、その兄弟である新3年生も大山口小学校へ兄弟として特例を使って残ることができるので、卒業まで通うことができる。そうしますと、現在5歳の子どもも兄弟と同じ学校に通えることになりますので、大山口小学校へ入学することができるということになります。つまり、新3年生の子が4年生になったときに、上のお兄さん、お姉さんがもう小学校にいないんだけど、ここで認めているわけですので、4年生になった子どもが5年生、6年生になったときに下の子が入学する。兄弟とも同じ学校でという

のは変更許可基準に認めていますので、それは認めることとなります。そうすると、5歳の子も、希望すれば結果的には大山口小に残れますので、その一番下の子も、希望していけば、卒業まで大山口中でいく。ただし、随時、先ほど言ったように、周りの子どもが七次台小とかに移っていきますから、近所とかで同じ方向に通いたいということであれば、どっかの場面で、お兄さん、お姉さんが卒業した段階で七次台小に移ることも当然原則に基づいて可能だと、そういうように回答したいと思います。

9番目の事例です。上の子もしくは下の子が何らかの指定校変更該当し大山口小学校に残る場合につきましてはどうだろうかという想定の問題です。この場合には、両者とも大山口小学校に通うことができる。本来は七次台小になるんですけども、特例ではなくて、もともと指定校変更基準によって、何かの理由があつてどっちかが残っているわけですから、その兄弟は認めるわけですから、残ることができる。これは原則の話です。

10番目。兄弟姉妹が大山口小学校特別支援学級に在籍している場合、このケースの場合は、希望により両者大山口小学校へ通うことができる。これは指定校変更基準の10、教育委員会が、これが適当だということを認めた場合に指定校変更ができると。特殊な理由があつて、残ることが妥当だというふうに教育委員会が認めた場合に変更を認めることができるという規定が10番目にありますので、その決まりを使ったものです。特別支援学級に在籍しているお子さんの場合に、学級とか環境が変化しても学校の生活上影響が出ないようなケースの場合は変更させてもいいんでしょうけれども、環境が変わると日常生活に支障が出るというお子さんがいます。今ある学習環境とか生活環境を変えることによって学習活動に支障を来すというケースがありますので、それは理由として残すことになれば、当然その兄弟も残してやらないと支障が出ますから、残すことができますという確認です。

11番目。現在、他の学校区であるが、指定校変更により大山口小学校に通学している場合、これにつきましては、通学地域変更とは別の問題であるため、引き続き大山口小学校の通学を認める。今回の特例問題ではなくて、指定校変更で何らかの理由があつてそういう状態になっているわけだから、今回のこととは別として、引き続き認めていきますよという確認でございます。

その他の事項として、保護者のほうからも問い合わせが何件かあったんですけども、こういう事例があります。上の子が着ていた大山口中学校の制服を下の子にも使用したいため、大山口小学校に残りたいという申し出についてどうするかという問題でございます。七次台中学校に進学する際、兄弟の制服、つまり大山口中学校の制服を使用しても差し支えないこととして、このケースにおける申し出は原則どおり認めないこととする。しかしながら、どこの学校でも配慮しているんですけども、卒業するとき、つまり七次台中学校の3年生が卒業する際、PTAの協力により、制服を提供してもらい、学校において卒業生の制服をストックしておいていただいて、それを再利用できるように工夫していきたいということで対応したいと考えています。そのことが12番目のケースとして、これでいいかどうか。

以上、12ケースについて協議のほうをお願いしたいと思います。

○市場委員長 確認ですが、新と現ですが、新というのは来年の4月のことであつて、新6年と現5年

は同じ学年ですよ。

○清水教育部長 はい、そういうことでございます。新は25年4月段階、現は24年の今の段階。

○市場委員長 現在の6年生、中学1年生が特例で扱われたということ。現5年生がここで扱い方が違っている、それを前提にすれば読み取れると思うんです。質問等ございますか。

私個人としては、全部妥当な判断だと思っています。当時の5、6年生、今の6年生、中学1年生を特例にした。あそこまでさかのぼらないと、読み取れない部分があるんですけども、あの趣旨を生かす意味でも、これは妥当ではないかなと思うんですけど。他に意見ございませんか。

特に異議ないようですので、承認いたします。

○清水教育部長 どうもありがとうございます。現在、保護者のほうで特例の解釈が保護者によって若干違うんです。そうすると、来年度、うちの子は特例で大山口小学校に残れるだとか、残れないだとか、そういうのが話題となっているので、どっちが正しいんだろうとか、そういうような質問が入ってくることがあります。おそらく教育委員さんのほうでも、これはどうなるのかとか、そういった質問があったりとか、今後もそういったものが増えてくることが予想されます。今後の動きにつきましては、今これを協議していただいて、これが妥当だということを提供しましたので、これを親御さんが見たときにわかりやすいように表現を整理して、運動会が今度小学校のほうは10月13日土曜日でございますので、運動会が終了したら、すぐこのことをまとめて、正式な通知として、25年度から変わりますと、こういったケースの場合には特例で大山口小学校に残ることができるので、それについては申し出てくださいということを文章にして配付していきたいというふうに考えています。時期につきましては、これが終わったら出せるんですけども、保護者のほうから、運動会前にそういうような通知がくると、私は残れる、残れないとか、また紛糾してしまうんじゃないか、そういったことを気にしている保護者の方がいまして、運動会は集中して子どもも親も参加したいから、運動会が終わってからその通知を出してくれないかというようなご意見もいただいております。きょう教育委員会がありましたので、整理するとちょうどその時期になりますから、その時期に、運動会が終了したらすぐに出したいということでございます。その際に、過去に通知を出しているんですけども、こういう場合はどうなるかというQ&A的なものがないので、原則論だけ書いてあるので、こういう細かいところまで読み取れない、人によって読み方が変わってしまうということがありますので、今回は通知文にQ&A的な、こういう場合にはこうです、こういう場合にはこうですよと、きょう挙げたようなものをもう少しわかりやすいような形で添付資料としてつけて、通知をしたいと考えています。何かご意見があれば伺いたいと思います。なければ、それでやらせていただきたいと思います。

○市場委員長 例えば高校の入試では、分厚いですけども明文化されているんです。それでも漏れがあるといけないから、予想外というか、これ以外の何か突発的なことが出たら、教育長が決裁をすると明文化されている。明文化まで必要かどうかは別として、少なくともここで、そういうときには教育長の決裁で処理するというを確認しておいたほうが動きやすいかなと思うんです。教育委員会を開い

ている時間もないという問題も起こり得るから、そういった、その他の予想外、想定外のことが出たりした場合に、教育長の決裁に基づいて処理するというようなことをここで確認しておいたほうが、動きやすいかなと思うんですが。

○清水教育部長 昨年もこの特例とは別に、ある学区で指定校変更したいということで申請が上がってきて、通常、教育長の決裁で判断しているんですけども、非常に難しいケースだからということで、教育委員会で協議していただいたケースが2件ほどあったと思います。今回につきましても、今のように特例について説明をして文書を出す。そうはいつでも、個別に相談をしたいというケースが出てきます。個別に相談がある場合につきましては、その相談に個別に応じていきますということをはっきりと書いていきます。相談に応じて、それが妥当性があれば通常の指定校変更の手続きと同じように申請書を上げていただくこととなります。申請書を上げていただいたり、あるいは個別に相談に乗って、それは無理ですよと言ったけども、昨年度のケースのようにどうしても申請書を上げたいと言って書いて出す方もいますので、その場合には、原則として教育長決裁の中で動くようにしますけども、どうしても疑義があって教育委員会議として決断しないといけないというような場面につきましては、昨年と同じように、これは通知しますから、1月ぐらいまでにははっきりしていくと思いますので、最終的に1月か2月ぐらいの教育委員会議で、難しいケースの場合にはもう一遍上げさせてもらうケースも想定はしております。それでよろしいですか。

○市場委員長 間に合わないときが起きてくるから、会議が必要でないとか、そういう意味じゃなくて、会議に間に合わないというときには教育長の判断で処理するという、改めてここで確認しておけば、動きやすいんじゃないかなと思うんですね。

○石亀委員 中には、委員会にかけてもらったほうが納得するという人がいるということじゃないかと思うんですね。その場合はかけてもらって。

○市場委員長 さっき言ったように、時間がないケースというのは出てくると思うんですね。引っ越してきて、通学区域、学校への諸手続きなどで、今週中に提出するとかあるわけでしょう。引っ越してきて、越してきた人は何もわからない。そういうことも起こり得るんですね。

○石亀委員 その方にとって前向きな判断である場合は多分決裁でいいんだろうと思いますけれども、逆の判断が必要だという場合は、やはり納得されるのは会議を開いた結果かなと思いますけれども。

○米山教育長 基本的には、今回、この内容で通学の学校を決めていきます。ただ、中には、どうしてもという相談があった場合についてどうするかという部分です。基本的には、原案のほうで決めましたように、教育委員会が特に認めたものに当たるだろうということであると、やはり教育委員会議にかけなければならないと思うので、その場合についてのみ教育委員会にかけたいと思います。基本的には、今回の具体的な事例で決めていきたいというように思っています。今後も続く可能性がありますので、特に24年度、25年度の移行が一番多くなる可能性が出てきていますので、基本的な事例で進めていきます。また、教育委員会議が開催できない、協議会も開催できない場合については教育長決裁で動く。

本来は教育委員会議の中で決めていくので、確認させていただきたいと思います。

○市場委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 それでは、そういう扱いで進めていきたいと思います。

○協議第2号 読書活動推進補助教員の配置について

○市場委員長 協議第2号「読書活動推進補助教員の配置について」、清水教育部長から説明を願います。

○清水教育部長 協議第2号「読書活動推進補助教員の配置について」。白井市教育委員会は、読書活動推進補助教員を別紙のとおり配慮したいので協議する。平成24年10月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

裏面をご覧ください。まず、現状、24年度のことをまとめてございます。現在、学校図書館のほうにつきましては、学校図書館利用指導員という方を配置しているところです。必要な免許は司書資格ということで、業務内容としましては、全中学校、白井市は5校ありますので、5校の中学校の図書室に学校図書館利用指導員を配置し、学校図書館の図書の貸し出しや返却、図書の修理や購入、読書の啓発や図書委員会のサポート、図書室の環境整備、市立図書館との連絡や図書の貸し出し等を行っていただいております。これにつきましては、25年度の3月まで、もう発令されているところです。勤務の時間につきましては、週20時間でございます。勤務日につきましては、学校と勤務者の相談で決定しているところです。時給等につきましては、時給1,210円プラス交通費がある、こういう状況になります。

きょう協議していただきたいのは、この体制をその下の半分、25年度につきましては学校図書利用指導員を、こういう名称をやめまして、読書活動推進補助教員を配置していきたいということでご意見をいただければというように思っております。

まず、必要免許につきましては、今まで司書資格だったものを教員免許が必要だというふうにしたいと思います。それプラス、点線がありますけども、できれば教員の免許のほかにも司書資格もあれば、それは理想です。でも、必ず必要だというのは教員の免許。あと図書館の勤務経験があれば、なおいいという形で進めていければいいなというふうに考えています。業務の内容については、このように考えています。今まで中学校だけ配置していましたが、白井市内の小学校、中学校全てに配置をしていく。小学校9校、中学校5校に読書活動推進補助教員を配置して、各教科等の年間指導計画に基づき、図書を計画的に準備していく。校内の図書室では準備できないときは、市立図書館と連絡をとって準備を進め、授業の目当てや内容を理解して授業のサポートを行っていただく。授業においては、児童生徒理解の上に立って児童生徒の支援を行い、配慮を要する児童生徒に対しては、個に応じた支援を行う。また、学校図書館の図書の貸し出しや返却、図書の修理や購入、読書の啓発や図書委員会のサポート、図書室の環境整備等を行うという内容にしたいと考えております。勤務の期間ですけども、25年度の4月に

スタートして、1年間雇用をしていきたい。1年ごとに更新をしていくということを考えております。勤務の形態ですけれども、今、学校図書利用指導員は週20時間ですけれども、できれば週30時間として計画を考えていきたいと考えております。勤務日は、学校と勤務者の相談で決定する。時給については、同じで、1,210円プラス交通費ということを考えています。

補足の説明をさせていただきます。学校図書館活用推進のための人的配置についてというペーパーをつくってございます。現状を認識していただきたいので、現状について説明させていただきます。「自ら本に手を伸ばす児童の育成」を目指し、白井市では、読書活動推進に向け、授業の改善と環境整備を中心に5つの柱を設定し推進しているところである。運営にあたっては、図書主任を中心に公立図書館と連携しながらその推進に努めています。その中でも朝読書や読み聞かせ等は、各学校のボランティアの力もあり、徐々に充実してきております。現在、中学校5校には学校図書利用指導員を配置しておりますが、小学校9校には配置されていなくて、ボランティアさんの力をかりて小学校については学校の教職員とボランティアさんで運営をしているという状況でございます。

2番目に、学校図書館の役割というものは何かということでございますけれども、学校教育法の中に、義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられております。その目標達成のためにも、学校図書館では、子ども達に読書の喜びを味わせ、豊かで思いやりのある心を養う場所として、その役割は大きいと考えています。そこで、子ども達が自由に本を選び、静かに本を読む場であったり、本を紹介して読書の楽しさを伝える「読書センター」としての機能がまず必要である。また、それだけではなくて、学校ですので、各教科の授業の中で図書館、図書室、そういったものを学習で活用させたり、学んだことを確かめたり、資料を集めて自分の考えをまとめて発表するなどの具体的な学習活動を支援するための「学習センター」とか「情報センター」としての機能が必要となります。その「読書センター・学習センター・情報センター」、それぞれの機能をいかに充実させるかといったところが今現在求められているというふうに整理しています。

(3)番の人のいる温かい図書館づくりに向けてについては、きょうは時間の関係で説明しませんが、後ほど読んでいただければと思います。

4番目の読書活動推進補助教員の必要性についてご説明いたします。今説明しましたように、読書センター・学習センター・情報センターの機能、「人のいる温かい図書館づくり」を学校図書館に求めるならば、公共図書館司書に近い専門的な知識が必要でございます。また、それ以上に必要なものとして、教員のサポートが上げられます。「学習センター・情報センター」としての機能を持たせるためには、学校の教育課程を、各教科、授業のそういうカリキュラムを理解して把握していなければなりません。そして、学校の年間指導計画に基づき、教育活動を行える人でなければなかなか思うように動きません。「人のいる温かい図書館づくり」としての機能を持たせるのには、子どもにとって図書館が「心の居場所」であり、それ意識して教育的な配慮ができ、子ども理解ができる人でなければなりません。

そのためには、学校図書館の専門的知識だけでなく、子ども達を理解し、教員をサポートしながら教育活動を行える「読書活動推進補助教員」が必要であるということで、今回提案しているわけでございます。

(5) の読書活動推進補助教員の仕事内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。①のところにありますように、ただ図書室、図書館を利用するという視点ではなくて、教育課程を理解し、授業の中での学習の補助を行うことができるといったものをつけ加えたいという趣旨でございます。あと、そこに書いてありますのは先ほど説明しておりますので省略をいたします。

②のところ、先ほどちょっと説明に入っていない部分がありますので確認させていただきます。児童生徒理解の上に立って児童生徒の支援を行うといったところで、個別に支援をするといったことは説明しましたが、例えば教室から図書室へ移動するときとか、いわゆる教員とチームティーチング的な動きをして授業等にかかわっていくという点がございます。

(6) の番のところ、実際の勤務、どんなふうにするのかといったところをイメージするために表を載せてあります。1日6時間で週5日間勤務、30時間勤務できるとすると、月曜から金曜まで勤務していただいて、6時間ですから、例えば9時から3時45分までという形で勤務をしていただく。つまり1時間目、学校の場合ですと8時から教職員は勤務になっていまして、4時半までが勤務時間なんですけども、非常勤の契約がありますから、9時に来ていただいて、早めに帰っていただく。1時間目の途中あたりに来ていただいて、1時間目の後半から2時間目あたりにつきましては、授業を補助したり、図書室のほうの準備をしたりという、そういったことができます。業間、1時間目と2時間目の間に休み時間、2、3の休み時間、3、4時間目の間の休み時間がありますけども、1、2時間目の休み時間と3、4時間目の休み時間は短い。2時間目と3時間目の休み時間がロングの休み時間として長くっておりますから、そこで図書館のほうを利用する子どもたちが出ますので、この時間帯は図書室のほうの業務に入らせていただいて、図書室についていただく。通常の教員でありますと、司書教諭もいるわけですけども、学級のほうについていないといけませんし、中学校であれば、次の時間の授業の準備がありますから動きがとれませんので、ここでこの人は図書室のほうに行っていただく。昼休み、昼食が終わった後、やはり長い休み時間があります。ここもかなり長いので、外で、小学生であれば遊ぶ子どももいれば、図書室へ行って本を読む子どももいる。中学生であれば体育館へ行って球技をやったりする子もいれば、図書室で読書する子、学級で勉強する子もいますので、この場面では図書室に入らせていただく。5、6時間目については授業の補助、読み聞かせがあれば、そういったこともやってもらい、授業で市立図書館の本を利用して授業をしたいという計画になっていけば、市立図書館のほうからその必要な本を取り寄せていただいて、それを例えば3年2組で使うということになれば、3年2組のほうにその本を配付して、一緒にその授業についていただいてかかわっていただくというようなことができるということでございます。つまり、今までの利用指導員さんは図書室の整理とか図書の貸し出しとか、そういったところで非常に学校にとってありがたい存在だったわけですけども、今回は、その機

能プラス授業と図書室、市立の図書館をつなげて授業にも入っていただいて、子どもにも接していただくというふうに、発展的に図書館利用指導員を配置して、こちらの形にしていきたいということでございます。ご存じのように、文部科学省のほう、国のほうで学校司書について配置していくということで、交付税措置がなされるというのがあります。国のほうは、1人で1週間30時間で、1人が2校持っていて、つまり1校あたり15時間で予算化をしているようでございますけれども、来年度が果たしてそこまでつくかどうかはまだ不透明なわけですが、そういう計画です。白井市の場合には、こういう方向でいっても、きょう協議していただいて、これが妥当であろうということであれば、この後、財政課のほうでの予算要求をしていかないといけませんので、今1日6時間、30時間という提案をしましたけれども、これでかなり予算がかかりますので、利用指導員の週20時間、5校分をカットしてこちらに回したとしても足りないわけです。学校補助教員の分をこっち側にある程度回したとしてもプラスアルファがないとできないということで、予算措置の問題として、今後この30時間が無理であるということであれば、例えば25時間にするとか、24時間にするとか、そういう議論は出てくるかと思っておりますけれども、原案としては30時間でこういうことをしたいということをご提案させていただきたいということです。よろしく協議のほうをお願いしたいと思います。

○市場委員長 ただいまの説明について質問、意見等ございますか。

○石亀委員 この読書活動推進補助教員の方は、先の話になると思うんですけども、どういった形で募集していくことになりますか。

○清水教育部長 新たな職になりますので、非常勤職員として白井市が雇用する場合に、どういう人については時給幾らになっているということが総務課の人事のほうで通知が出ておりますので、まずこういう職をつくるということで、人事のほうとの協議がまず必要になります。あと予算のほうの整理も必要になります。当然、議会で承認をいただかないと、これが正式には通りませんが、そういったものが整えば、具体的な動きとしましては、ホームページとか広報を通して、こういった資格を持っている人で読書活動推進補助教員という職を募集しますということをオープンにして、広報をしていきたいというふうに考えております。

○米山教育長 例えば30時間42週勤務で概算でどれくらいになりますか。

○清水教育部長 概算ですけども、実質的な形で、通常20時間の非常勤の職員を雇用すると、休みとかそういったものが入りますので、年間にすると80万円から100万円の間ぐらい払う形に大体なっていますので、30時間にすると、その1.5倍ですから、150万円前後になります。それで14校、2,000万円から2,500万円の間だと思います。

○市場委員長 国の補助が明確でないという言い方だったような気がするんですが、補助がないのを前提にして請求するわけですか。

○清水教育部長 これが国の補助事業であると、幾ら幾らということではっきりするんですけども、交付税措置されるということなんですね。そうすると、交付税措置は一般会計、それに組み込まれて入っ

てくるので、実際に想定した金額が全てきているかどうかという問題と、全て市の中で、交付税としてくるわけなので、使い方が市のほうに任されるという部分がありますので、実際にそれだけ、さっき言ったように、1人当たり30時間で、2校で1人というようなお金が入ってくるかどうかというのは不透明な部分があるという趣旨です。補助事業ではないです。交付税措置です。

○米山教育長 例えば金額が2,000万円とすると、交付税を国が算定するにあたって、2,000万円を交付税算定の中に入れて計算するというだけなので、それに関して幾らきているんだというのは全然はっきりしない。よく交付税措置がつくからといっても、例えば不交付団体といって、財源が大変豊かな市であれば、交付税措置というのがゼロのところがある。今はどうかわかりませんが、浦安市さんみたいに国から全然お金がなくなってもやっていけるところは、交付税の算定を措置したところで国からお金が出てこないというのはあります。反対に財源が乏しい白井市というのは、交付税措置がある。幾ら予算を組んだからその分のお金の何%がくるという意味ではなくて、交付税を算定する数値の中に図書館の補助教員分が算定されるということで考えてもらえたらいいと思います。この分のお金が国から出されるという意味ではありません。

それと、本来、文部科学省のほうで、学校図書館には司書教諭を置くという法律があるにもかかわらず、司書教諭を配置しないというのが一番問題なので、国がきちんと司書教諭を、要は担任を持ったり、授業を持つほかに司書教諭として配置すれば、市町村がそのようなことをやらないで済みますので、単独の司書教諭を配置してくれるということをしてくれないがために、市町村で司書を配置したりとか、今回の白井市の場合は、補助教諭ということで、今文科省でいっているのは、司書資格を持っている人がいれば交付税措置をするよといったこと自体が学校図書館には司書教諭を置くよという法律があるにもかかわらず、違った形の交付税の算定措置をしているので、今回の案は、司書教諭に近いような形を補助教諭で対応していくということなので、学校図書館法になるべく近い形での提案になります。

○石垣委員 そうすると、その交付金の内訳というのは、人件費というか、人を配置するため必要と考えていいんですか。ボランティアの方が各学校に入っていらっしゃると思うんですけども、その方たちとのすみ分けとかも今後必要なのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○米山教育長 今回のこの事業が、例えば実施されても、ボランティアの方達とのすみ分けとか本来もうできているはずなので、すみ分けするというよりは、ボランティアの方達には、今までできなかった分をお手伝いしてもらっていたのと同時に、やはり開かれた学校づくりということで、地域の方が学校なり得意の分野で教育活動に参加をしていただくという範囲でボランティア活動をお願いしているものでして、読み聞かせ、ボランティアは従来どおり、開かれた学校づくりの範囲内で、地域の方、ボランティアの方をお願いしていくというように考えています。

○清水教育部長 委員長、補足説明を。先ほど(6)番で、9時から3時45分を想定した説明をしたんですけども、例えば小学校であると、放課後が短いのでいいわけですけども、例えば中学校なんかだと、放課後の時間が長くて、放課後に図書室を利用するだとか、委員会活動で放課後をかなり活用して

いるということが考えられますから、ここからは相談になるわけですが、学校によっては9時出勤じゃなくて10時を出勤にして、そのかわり退勤を4時45分にすれば、放課後に図書室にその人についていただいて、司書教諭だとか教員のほうは部活動についていただいて、図書館運営も平行してできる、そういった内容もできます。

それともう一つの補足として、今でもそうなんですけども、30時間の非常勤の職員と20時間の非常勤の職員がいたときに、30時間で14人集まるかどうかという問題も実際には出てきます。なぜかという、扶養の問題が出てきまして、あまり時数を増やしたくないと、30時間までは働けないけど、20時間だったら働けるとか、そういう方もいますので、実際公募して、30時間の予算がついて、30時間で14人集まれば、それはそういう運用をしますけれども、実際に14人集まらなくて、可能な範囲で、学校によっては配置をしていくしかないとか、そういう事情が出ることは予想されます。

○市場委員長 言葉の使い方ですが、24年度、25年度とありますね。これの一番左の、例えば職種の利用指導員、下のほうは推進補助教員、必要免許も上と下が違うけれども、下のほうが学習指導要領に基づく言葉で書いているのか。

24年度は利用指導員、25年度は推進補助教員という、要するに学習指導要領でそういう使い分けを指示しているということですか。

○清水教育部長 この職種というのは、学習指導要領じゃなくて市で決めた名称です。学校図書館利用指導員というのは、例えば学習指導要領とか、文部科学省でこういう名称を使いなさいとか、そういうのはないです。例えば教諭とか教頭とか副校長とか、そういう正式な職名がありますけれども、この職名といったものは、特段、法規にのっとっているわけではなくて、市が要綱で決めているものです。今度やる読書活動推進補助教員といったものも、これはまだ仮称で、こういう名称でいきたいなということの提案ですけども、市で名称を決めて位置づけたものです。

○市場委員長 こういうのが配置してもらえれば、子ども達も助かりますね、本が生きてきますから。

○石亀委員 例えば退職される先生だと、新たに応募していただくような形になるのでしょうか。

○清水教育部長 公募になりますので、退職した教員経験者でも、一応応募していただければという話になります。その際、まだ決定していませんけども、これが通れば、読書活動推進補助員の年齢制限をどうするかという問題になるかと思しますので、そこは整理しなきゃいけないと思います。例えば60で定年退職して、再任用、再雇用という制度もありますけれども、これは非常勤ですから、その再任用、再雇用の問題とはまた違うわけですけども、定年前に辞めている教員であれば、その経験を生かしてということは非常にわかりやすいと思いますけども、60歳を超えた非常勤職というのめたくさんいますので、年齢は別に要綱で決まっているわけではありませんから、市として何歳まで認めるかということだと思います。それは検討していきたいと考えます。

○石亀委員 業務内容が、図書だけではなくて、求められるものも濃くなっていくのかなと思いますので、公募したとしても、これだけの時間を割いてくださる方で、これだけやったださる方というのは、

養成というのもおかしいんですけど、そういうことも必要になってくるんだろうなと思うんですけども、先生を経験された方もいてくださると最初のうちはいいかなと思います。

○米山教育長 基本的には、教員であって、教育課程の編成ができる人ということの基本にしています。教員として授業もできる。その中で読書の必要性をどうやって活用するかということなので、今までの図書館利用指導員よりは2倍の力が必要じゃないかというように思います。やはり授業の先が読めませんと、その授業のどこの場面でどうやって図書を活用するのか、調べ学習とかを含めて、学習指導要領、それと教育課程を理解している方を優先的に雇用していくというような形になると思います。

○市場委員長 ほか、ございますか。

〔特になし〕

○市場委員長 承認いたします。

○協議第3号 平成24年度事業仕分け判定結果の対応について

○市場委員長 協議第3号「平成24年度事業仕分け判定結果の対応について」に入ります。

○米山教育長 協議第3号については、事業仕分けが行われて、その対応方法をまとめてあるんですけど、教育委員会の事務事業については評価・点検を含むという項目がありますので、事業仕分けの結果を受けた対応については、評価・点検の中で一緒にやっていきたいと思いますが、委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

○市場委員長 評価・点検の中で一緒にやってはどうかという提案ですが、いかがですか。そのほうがいいですね。そういう取り扱いにすることにします。

○協議第4号 (仮称)白井市産業振興条例の制定について

○市場委員長 協議第4号「(仮称)白井市産業振興条例の制定について」、説明をお願いします。

○清水教育部長 協議第4号「(仮称)白井市産業振興条例の制定について」。(仮称)白井市産業振興条例を制定するにあたり、意見をききたいので協議する。平成24年10月1日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

裏面をご覧ください。市民経済部長のほうから教育部のほうに事前協議の依頼がありました。この白井市産業振興条例につきましては、市民経済部のほうで現在案をつくっているところでございます。この後、教育委員会のほうの意見を市民経済部のほうに出しまして、市民経済部のほうで取りまとめをして、政策会議にかけまして、最終的には条例の制定になりますので、議会のほうに提案がされていく内容でございます。今回は、この産業振興条例の中に教育に関する規定が含まれてございますので、教育委員会の意見聴取が必要となります。

協議事項でありますけども、1番目、産業振興条例の素案について、2番目、産業振興条例に基づく施策事例体系表について、何か意見があったらお申し出くださいという協議がきてございます。

それでは、次の1ページ目から実際の条例の素案がありますので、これ、全部読んでいると膨大な量になりますし、教育委員会に関係のないところについて意見を言うこともできませんので、教育委員会に関係のあるところだけきょうは協議していただきたいと思います。

1ページ目から順を追って、まず1条で目的があります。2条で用語の定義がございます。読んでいただくと、教育委員会の意見を申し出るようなものは見当たりません。

2ページの第3条で基本理念がございます。

3ページの第4条で基本的施策が出てきます。この4条、「市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる産業の振興に関する施策（以下「産業振興施策」という。）を講じなければならない」というところで、「ねばならない」というのがあるんですけども、この中の（5）を見ていただきたいと思います。「学校教育における職業体験の拡充等を通じて、勤労観及び職業観を醸成し、産業を担う人材の確保及び育成を図ること」、この部分が教育委員会に関することでございます。この部分につきまして、何か意見があるかどうかということなんですけども、事務局のほうで今見ていまして、気になる表現としまして、職業体験という言葉は以前使っていた経緯はあるんですけども、最近では、職業体験という言葉よりも職場体験、職場を体験するというので、職場体験という言葉で大体文言を整理していますので、この「職業体験」といったものを「職場体験」というふうに直したらどうかということで、一応原案として提案させていただきます。

その次に「職場体験の拡充等を通して」とあるんですけども、確かに小学校、中学校の教育の中で職業観、勤労観念、そういったものを醸成して、将来、社会人として子ども達は活動していくわけですから、人材を育成していかなければならない、そのことは間違いではないんですけども、職場体験を拡充できるかといったところで、この「拡充等を通じて」という、この「拡充」といったものを「充実」というふうにしたらどうかということで提案させていただきたいと思います。と申しますのは、委員さんご存じのように、職場体験、職業体験につきましては、白井市は非常に歴史があります。昭和40年代から実際に始めているということで、40年代後半、50年代あたりは全国からその様子を聞きたいとか見たいとかということがあって、今は全国各地とも、職場体験の必要性が文科省のほうで指導した経緯がありまして、キャリア教育の一環として、どこの市町村でも職場体験といったものが位置づけられるようになったわけなんですけども、その拡充、当初1日から始めたんですね。それを今2日、3日、学校によって差はありますけども、3日あたりが多いわけなんですけども、それ以上拡充できるかといったときに、拡充するためには授業の時数を削らないといけない、その時間を確保するという問題がまず1点ございます。それと、職場のほうにお願いして生徒を体験させてもらうんですけども、職場のほうの話を聞きますと、2日、3日だったらいいけども、例えばそれを1週間とか、拡充することは、向こうは非常に気を使うわけですね。中学生の子ども達にけがをさせたらいけないという問題もありますし、自分たちのやっている仕事の効率が、来ることによって下がってしまうということもあるんです。面倒を見るわけだから、そこに人が必要だと。そうすると、その人を配置すると、子どもは伸びるけども、会社のほうの運営がうまく回らない。だから、

あんまり長くやられても困るよという声が多々あるということもありまして、拡充はちょっと難しいだろうということがありますので、「充実」という言葉にするのが妥当ではないかということで提案させていただきます。

6条で、事業者の役割が出てまいります。直接かかわりはありませんけども、「市が行う産業振興施策への協力及び関係団体が行う産業振興活動への協力を規定するものです。この協力には学校教育の一環として行う職業体験活動への協力なども含みます」、これも同じく「職場体験」にしていきたいと考えております。

続きまして、産業振興条例素案に基づく施策事例体系表です。5番のところの関係するところです。

「学校教育における職業体験の拡充等を通じて、勤労観及び職業観を醸成し、産業を担う人材の確保及び育成を図ること」、これについての事業が並んでいます。整理として「職業体験」を「職場体験」にまず直すこと、「拡充」を先ほど言いましたように「充実」に直すこと、それと右側を見ていただきますと、キャリア教育の拡充というのがあります。キャリア教育は小中学校で行うわけですが、もう既に学習指導要領に基づきまして一斉に行われている状況でございますので、それ以上広げることは難しいということがありますので、これも「キャリア教育の充実」という言葉が妥当だというふうに考えています。

その下の市内事業所における職業体験機会の拡充、これも「職場体験」に直したいと思います。表にはないんですけども、生涯学習課のほうでニート・引きこもり相談事業があるんですけども、それについて産業振興の部分にかかわるんじゃないかという意見も出ているようなので、今、市民経済部のほうで整理しているんですけども、まだ手直しが入るということで、ニート・引きこもり相談事業についても、この表の中に位置づけていきたいという申し入れがきております。

今説明した部分についてご意見があれば、お願いしたいと思います。

○市場委員長 ただいまの説明について質問等ございますか。

○石亀委員 教えていただきたいんですけども、勤労観というのは、どういう意味でいらっしゃいますか。

○清水教育部長 発達段階で抑え方が違うんですけども、小中学校ともに特別活動の時間があるんですけども、その中に進路に関することを学習するという場面がございます。年齢が上がっていくに従って、中学校卒業する段階では義務教育が終わるわけでございますので、実際に働くことができるわけですし、高校へ行くこともできるし、専門学校に行くことができるわけなので、中学校の上のほうの進路の学習になっていきますと、実際に働くということに関して、本当に現場に直結したようなことまで想定して、実際に職場まで行って体験したりとか、そこまで目的なんですけども、まず導入として、小学校段階では、いきなり職場体験といっても、多分何もわかりませんので、まず身近な部分で、働くということはどういうことなのかというようなことがあるわけですね。例えば小学校3年生で地域の商店街の見学に行きましょーというような場面があると、それもキャリア教育の一環なんですけども、商店街に行って、どんな商売しているのかなとか、そういう見ることから始まって、こうやってお店といったものは動いているんだと

かというものをまず見て、高学年になると、実際に働いている人を学校に招いて、働いている人にいろいろなインタビューをすることによって、働いている人ってというのはどういうことを考えて働いているのか、何のために働いているのか。お金のためだけではなくて、使命感とかもあったり、社会に貢献することとか、そういったこともあって、全てがお金のためではないんだと。そういう働くということの学習を通して、最終的に義務が終わる段階で、勤労するということはどういうことなのか、勤労観といったものを、イメージをしていただくというものでとらえています。

○石亀委員 この基本的施策とか、こういう場では表現は難しいかもしれないんですけども、働くということの概念を植えつけるということですが、それプラスアルファというか、今、人はいくらでも代わりがいるみたいな部分が何となく働いているような気がするんですけども、自分が社会の役に立てるとか、世の中に必要な人間であるとか、ありたいというような気持ちを育てられるよくだといいなと思うんですけど、そういうふうに育てほしいという願いがあるので、自分としては。人材を育てることなんですけども、精神論になってしまうんですけど、そういうことをどこかに、必ずしもここでなくてもいいんですけども、そういうところを何かうたえる部分がないものだろうか、かねがね思っています。

○清水教育部長 おそらくキャリア教育、あるいは進路指導等で目指すものの内容だと思います。世の中で自分自身が人を支えるんだとか、役に立てるようになるんだとか、そういう内容については学校教育の中では当然そういったものを目指すということで位置づけはあるんですけども、これは白井市の産業振興条例ということで、市の産業を振興するというので、この最初の目的、1条のところを見ていただいて、市の産業振興を総合的に推進することなので、教育の内容に、こういう人材を学校教育で育成するよといったところまではなかなか踏み込めないとか、踏み込んでもいいんでしょうけども、そういうものをここでは求めていないというふうに解釈できるかなとは考えています。

○石亀委員 よくわかります。フィードバックとか、どちらもがそういう立場で人を見ないことには一方通行なのかなという気がしたものですから。やっぱりそういう温かい目とか、人あつての産業というふうに思うと、そういう部分を外しては考えてほしくないかなという部分がちょっとありますので。

○米山教育長 やっぱり気になりますね、勤労観や職業観って職場体験だけなのか。職場体験がメインになっちゃうのかなというのと、職業観は醸成できるかなと思うけども、産業を担う人材の確保及び育成につながるのかなというのと、どうか。こっちは産業を担う人材の確保の育成を図ることだから、違うんじゃないかなと思う。

それと、施策事例の方、立春式、キャリア教育、職場体験、あることみんな書きちゃっているんじゃないかなと。立春式の中でたまたま職場体験をやっていたりしているのをここに書き出しているんであって、立春式の本来の目的は、立春式をやって、職場体験はキャリア教育として取り組む。キャリア教育の中の1つが職場体験なので。あと、教育現場と市内産業界の連携はどうなのか。学校現場と産業界はどんな連携をとるんですかと言われてたら、難しい。教育現場と市内事業者で、例えばスーパーとかガソリンスタン

ドとか、いろんな事業者との連携はとれる可能性はある。産業界との連携は、具体的にとりにくいというのがあるから、これもちょっと納得し難いのかなど。

その下に社会人の教育活動への参画、これは市内事業者による職業教育授業、総合学習とか特別活動の時間に市内の事業者を呼ぶというのはわかるんだけど、であれば、社会人と言わずに、市内事業者の教育活動に参加するのがわかりやすい。

今、石亀さんが言っていたことはすごい大切なことなので、子ども側にとっても、社会の中でどうやってしていくかという選択は大変大事なことなので。

○清水教育部長 後段の「産業を担う人材の確保」、確保というのが公教育ではないですね。

○米山教育長 子ども達に勤労観、職業観とかは大切なこと、我々、勤労観と職業観ってどこが違うの、何なのって、20字以内で書けて言われたら書けない。それを職場体験だけで片づけちゃったら、キャリア教育というのは比較的そういう中に出てくるから、キャリア教育の求めているもの、目標になっているものをここに書いたほうがわかりやすいと思う。

○清水教育部長 例えば学校教育におけるキャリア教育の何とかという文言にして。

○米山教育長 そう。要は、産業を担うというよりは、社会、産業界で活躍する子どもを育てる。

○石亀委員 確保というと、試験の点数だけよければいいみたいな、そういうような印象を受けないこともない。

○清水教育部長 企業側からすれば確保ですけどね。学校教育は確保は関係ない話です。原文、市民経済部のほうでつくってくれたものなので、その辺も含めて意見のほうを整理してみたいと思います。

学校教育でやっているのはキャリア教育なわけだから、キャリア教育という表現を入れ込んで、そのキャリア教育の目指しているものを育成していくということに、そんなようなまとめ方で。その中でキャリア教育の一つとして、職場体験といったものがあるわけだけれども、それを入れるかどうかですね。職場体験は入れたいようなんですよ。要は、市内の産業界にとっては受け入れているわけなので、受け入れることによって貢献している。学校教育のほうとしても受け入れていただいているわけだから、それは盛り込んでと思うので、この職場体験の充実という文言を入れ込んでキャリア教育でまとめるということで、きょうはよろしいですか。

○米山教育長 職場体験は基本的な施策ではない。具体的な事業であったり、1つのものであるから。基本的な施策を職場体験で片づけちゃうのはどうなのか。

○清水教育部長 事業のほうに入れるのはいい。ここでは施策だから、職場体験というのは1つの事業になっちゃうから、キャリア教育でまとめるとして、職場体験はこの事業のほうで目的別の整理の仕方でもよろしいですか。職場体験は1つの、やってもやらなくてもいいんですよ。体験じゃなくても、見学でもいいし、呼んでもいいし。

○米山教育長 極端なことという、4年生でやっている「私たちの白井」じゃないけど、市内の事業所さんが、子ども達が見にいったら喜んでくれて、そこからどんな職業があって、自分でどんな仕事をした

いかということ、メニューを与えていくわけです。何を重視した、何をどうするか。

○清水教育部長 この基本的施策の部分の学校教育の話ですので、ここの施策の部分の表現としては、キャリア教育を通じてということ、キャリア教育の目指すものを学習指導要領を使って文言を持ってきて、それで整理をする。その1つの一方策として職場体験というものがあるわけだから、それは一番最後の施策事例体系、事例の中で盛り込んでいくということで、市民経済部のほうに意見を言うということによろしいでしょうか。

○米山教育長 今の話をしてもらって、大切なところだからもう少し時間をもらってやりたい。

○清水教育部長 これは、調整会議にかかって、この後、教育委員会で皆さんの意見を言ったのが盛り込まれて、また政策会議にかかってきて、最終的に議会に諮りますので、またどこかで協議ができると思います。

○市場委員長 点検・評価のときも、こういう文言でということを確認したほうがよろしいですね。

○清水教育部長 それでは、1回、市民経済部に今の内容のことを戻して、また原案ができると思いますので、それが上がった段階でまた変更させてもらうということにします。

○石垣委員 社会人のということで先ほど教育長から話がありましたけども、この社会人というのは、市内事業者に限らず市内在住の社会人という、広い意味での社会人という意味なんでしょうか。

○清水教育部長 社会人といった場合には、その広い意味になって、学校教育において社会人活動ということ、市内、市外関係ないという形になる。これを見ると、事業のほうは、市内事業者による事業だから、市内の産業振興条例だから、市内の方たちが学校に貢献するといったことをアピールしたいという趣旨だとは思っています。

○米山教育長 学校としては、求めるものは社会人を求めるんであって、市内の事業者がどうだということとは別ものです。

○市場委員長 市内の中学卒業者で、市内の事業者に勤めた人は何人ぐらいいるかわかりますか。

○清水教育部長 中学校卒業してすぐという意味ですか。それとも、例えば大学まで行ってということですか。

○市場委員長 含めて市内の。

○清水教育部長 調査的なデータがないです。

○市場委員長 充実でいいんじゃないかと思います。

ほか、何かありますか。よろしいですか。それでは、協議第4号については承認といたします。

○協議第5号 審議会等の見直しについて

○市場委員長 協議第5号「審議会等の見直しについて」説明願います。

○伊藤教育部参事 協議第5号「審議会等の見直しについて」。審議会等の整理合理化を実施するにあたり、別紙について意見をききたいので協議する。平成24年10月1日提出。白井市教育委員会教育

長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、市が進める審議会の見直しにあたり、各審議会等の設置の方向性を別紙のとおりとしてよろしいか協議するものでございます。

資料のほうをお開きください。見直し方針案ということで、この資料につきましては、見直作業を行っております総務課のほうで作成しております。

市では、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置しまして、公正な行政運営の確保、市政に対する市民の意見の反映等に努めております。しかしながら、審議会等の中には、社会情勢の変化によりまして必要性が低下しているもの、活動が停滞しているものなど、一部形骸化しつつあることから、審議会等の整理合理化を進め、その効率的で効果的な活用及び活性化を図る必要が生じております。ついては、「審議会等の見直し方針」を定め、これに基づき、既存の審議会等の設置数、委員の選任等の見直しを行いますということで、現在会議を進めております。

見直しの対象になります審議会等でございますが、市には現在、①としまして附属機関、28機関でございます。附属機関の意味につきましては、行政執行に伴い必要な調停、審査、審議、調査等を行うことを職務とする合議制の機関で、地方自治法の規定により設置されているものでございます。②としまして私的諮問機関、市内には34の機関がございます。市長が個別的に学識経験を有する者などから意見を聞く機関で、主に要綱等に基づいて時限的または臨時に設置されるものをいいます。そのほかに、③としまして内部検討組織、④としまして外部連携組織。今回見直しを行います機関につきましては、①の附属機関、②の私的諮問機関でございます。

まず設置の必要性並びに形骸化しているものもございまして、開催実績、また、同じように類似する審議会等があるのではないかと、あるいは審議の内容が行政に反映させる方法が不明確なものにつきましては廃止しますというようなことでございます。

今回の見直しにあわせまして、4からそれ以下につきましては委員の選任の見直し、委員については公募委員の登用、あるいは女性委員の登用とか、また委員には報酬が出ておりまして、その額の見直し等もあわせて行いたいということでございます。

続きまして、今回見直しされる機関について触れたいと思います。生涯学習課の社会教育委員会会議でございます。これにつきましては、条例で設置されておりまして、方向性としましては統合検討ということでございますが、公民館運営審議会につきましては廃止の方向で、公民館運営審議会を社会教育委員会会議の中で審議しようということで、社会教育委員会会議については統合ということになってございます。生涯学習課にあります視聴覚ライブラリー運営委員会、廃止でございまして、理由につきましては、視聴覚機材の貸し出し等については生涯学習課で実施していくことを検討しているため、廃止の結論が出たということで、今回廃止するものでございます。

同じく生涯学習課の放課後子どもプラン事業検討委員会設置要綱、こちらについては、設置の根拠については要綱で決められておりまして、方向性につきましては廃止でございます。廃止の理由につ

きましては、現在、第二小学校だけにありまして、今後の事業展開が不透明なことから、平成24年度末で廃止するという事になってございます。

文化センターの文化センター運営協議会、根拠については要綱で決められているものでございます。方向性につきましては廃止。廃止の理由につきましては、近年会議の開催がなく、本協議会の所掌事務である文化センター内の各館の連絡調整等についてはセンター長会議で代替可能であり、本協議会の必要性は低下していることから、平成24年度末で廃止するという事でございます。

プラネタリウム運営協議会でございます。要綱で決められているものでございまして、これにつきましては、統合ということで、条例化で設置をしようという事でございます。理由につきましては、プラネタリウム館の運営に関しましては、専門的知識の確保や市民意見の把握が必要であることから、附属機関に該当するため条例によって今後設置するという事になっております。

プラネタリウム館営繕検討委員会につきましては廃止でございまして、先ほどのプラネタリウム館運営協議会と内容がほぼ同じであるため廃止するものでございます。

この方向性につきましては、所属課であります関係課からヒアリングを行っておりまして、所属課の了解を得ているものでございます。協議をよろしく申し上げます。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問ございませんか。

○米山教育長 担当課の決裁はおりているらしいんだけど、決裁していません。ちょっと検討したいところが幾つかある。まず、文化センター運営協議会。これについては、例えば祝祭日にオープンとか、年末もう少しできないかとかという要望があった時、4つの館のそれぞれ集まった代表者で会議を開かないとなかなかできないので、文化センター全体のことを決める際には、文化センター運営協議会が必要。たまたま案件がないから会議をしていなかっただけなので、廃止する必要はないと思う。文化センター運営協議会がなくなってしまうと、文化センター全体の、オープン時間であるとか、日にちを設定するのはうまくできないから、廃止は無理だろうと思います。

次、社会教育法の中でそれぞれ決めている社会教育委員と公民館運営審議会、別ものを一緒にしちゃうということですが、できないことはないけど、無理してやる必要があるのかということがあるので、どうかなというように思います。

放課後子どもプラン、これは国のほうで、全国で何万カ所つくるとかという触れ込みで、国で予算をつけてやっていたんですけど、受ける市町村があまりない中で、どんどん縮小されているということであれば、反対に、国が打ち出した政策についてもっとやるべきではないかというように思っているんで、廃止する利益が見られないので、これについてはちょっと。ほかは、公共機関だから条例化しなさいとかというのはわかります。ただ、廃止する利益が何もわからないというところもありますので、急いで廃止する必要があるのかどうか。これは12月議会に出すんですか。

○伊藤教育部参事 早くて12月かと。手続き的には、今後、例規審査会だとかもろもろあるので。事務的には、総務課のほうに差し戻し、もう少し検討するという形で。

○市場委員長 それでは、再度提案をしてもらうということによろしいですか。

○石垣委員 今出ているのは教育委員会関係の審議会だけですか。

○伊藤教育部参事 ほかの課もあります。

○石垣委員 見直しとかはしているのでしょうか。

○伊藤教育部参事 市全体で審議会等を見直ししております。

○その他

○市場委員長 その他、平成24年度給食施設巡回指導結果について、報告をお願いします。

○清水教育部長 平成24年度給食施設巡回指導結果が印旛健康福祉センター長のほうからありましたので、その結果についてご報告させていただきたいと思います。報告事項でございます。

桜台小学校につきまして、今回指導された事項でございます。調理場について、4項目指摘されました。1項目めが、原材料の検収室及び配膳室の設置場所を検討すること。検収室、配膳室、そういったものが独立してありませんので、そういったものをちゃんと設置すべきでしょうという指摘でございます。2点目、汚染、非汚染区域の作業動線について、相互汚染を生じさせないよう管理を徹底する。ものの動き、動線をしっかりと管理する。3点目、検収室と事業室の境界を隔壁で区画することが望ましい。現在アコーディオンカーテンで区画しているわけですが、完全独立をさせるべきだというご指摘です。検収室と今言っていましたけれども、食材とかをおさめてもらうときに、その食材をそこでちゃんとしたものかどうかチェックするわけです。そういう食材を入れたときに検査をする部屋を設置しなさいという意味での検収室です。4点目に、食器洗浄器の上部、天井、吸気口、蛍光灯の塗装剥離を補修すること。なお、供給能力に原因があると思われるので、施設の大きさに対応した吸気口の設置をすることが望ましい。その4項目を指摘されました。

桜台中学校のほうでございますが、調理場について2項目、記録について2項目指摘されています。まず調理場のほう、原材料の検収室及び配膳室の設置を検討する。2番目に、汚染、非汚染区域の作業動線について相互汚染が生じないように管理に注意すること。これは先ほどと同じです。部屋を独立したところをちゃんとつくりなさいということと、動線をちゃんと管理する。記録については、検収簿について立会人のサインをする。検収はいわゆる職員の検収というんじゃなくて、食材の検収簿についての立会いサインが不徹底だから、ちゃんととっておいてください。2点目に、検収時に冷凍品、冷蔵品の品温が高い場合は対策を講じ、その結果を記録すること。品温というのは品物の温度、冷凍であれば、冷凍食品としての低い温度じゃなければいけないですし、冷蔵であればそれなりのことものを、高い場合にはちゃんと対策をとってしてくださいという指摘です。

次に、共同調理場につきまして、2項目指摘されました。検収室の設置を検討すること。共同調理場も非常に大きい施設なんですけれども、検収する部屋といったものが独立したものがなかったので、その設置を検討してください。2項目めに、床のラインがはがれているので、異物混入等に注意してください。は

がれがあったので、混入に注意してください。

以上のことが保健所のほうから指導されました。すぐに改善可能なものは各施設で改善を図っていくよう指示がされています。例えば、はがれであれば、すぐ直せるわけですから、そういったものは直す。舗装の剥離とか、そういったものも補修について配慮する。今、自分のほうで説明した中で、すぐにできないことが何点かあったと。一番大きなのは検収室、配膳室の設置場所。今スペースはあるんですけども、それぞれ独立して検収、ものを調べる部屋がないし、つくったものを、それを各教室に配膳をしていく、分けていく、その分けていく場所がない。兼用の場所で行っているわけです。共用スペースで。独立したものを検討しなさいといっていること、あと、事務室と検収室の境をちゃんとこういう壁でやりなさいというのは、施設そのものの問題ですから、それぞれ桜台小、中、共同調理場全てで検収室を設置しないといけない。あとは桜台小、中で配膳室の設置をしないといけないという大きな指導事項がありましたので、今後、この辺については、共同調理場の老朽化問題で今検討に入っているということを説明してきましたけども、その中で、それぞれ施設で今のような部屋が、設置が可能なのか。設置をすると施設そのものをいじらないといけないから膨大なお金がかかるというのは想像できると思うんですけども、それがありませんでしたので、単独にそれぞれ3施設、そういう施設を大きくして改修していくのか、あるいは以前から話題になっている、統合してそれをいいものをつくっていくのか、その辺について意見をまとめていかなければいけないという指摘とも受けるわけでございます。これにつきましては、先ほど教育長が言った事業仕分けの中でも、桜台小、中の調理業については、将来的に共同調理場の改修とあわせて統合についても検討していく必要性、そういったところについても意見が出されていますので、この後、点検・評価の中でまた検討していただきたいなと思います。

以上、報告事項です。

○市場委員長 ただいまの報告、質問等ございますか。

了解ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 この後、非公開案件に入りますので、傍聴の方は退席をお願いします。

非公開案件 ○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第2号 教育長の代決について

○その他

○市場委員長 その他、この会議の席の連絡、報告等ありましたらお願いします。

○清水教育部長 印教連の研修視察の件をご連絡させていただきます。以前説明しましたように、今年白井市が研修視察の幹事となっております。調整がとれましたので、各市町のほうに文書を出さ

せていただきました。11月2日の日に研修視察を行うということでございます。研修場所は、午前中に西部防災センターに参りたいと思います。午後につきましては、調整した結果、鎌ヶ谷市役所におきまして、「PFI法に基づく方式を導入した鎌ヶ谷市学校給食センター建替事業」につきまして説明していただくということになりました。これは白井市でもどうするかということもありますし、印西市、その他の市町においても、給食のPFIを使った建て替えとか、それについて話を聞きたいという要望がありまして、いろいろなところをあたったんですけども、最終的に鎌ヶ谷市となったわけでございます。鎌ヶ谷市のほうは、PFIの方式で動くことは決定しているんですけども、まだ施設そのものはでき上がっていないというもので、今回については話を聞くだけという形になります。3カ所目として、白井市のプラネタリウムの投影を約30分間見ていただきたいと思います。白井市役所を8時半に集合していただいて、バスで回りたいと思います。以上でございます。

○市場委員長 質問ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○市場委員長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次回は、11月6日の予定です。